

1939 年米国信託証書法第 315 条（まとめ）

平成 23 年 11 月 18 日

第 315 条（トラスティの義務及び責任）

(a) デフォルト前の義務

信託証書には、当該条項を除外する旨の明示的な規定がない限り、以下の条項が規定されているとみなされる。

デフォルトの前は、

- (1) トラスティは、特に信託証書に記載された義務の履行以外には、責任を負わない。
- (2) トラスティは、信託証書の条件を遵守しているとの証明書 (certificate) 又は意見書に関し、トラスティの側に悪意がない限り、そこに記載されている供述が真実であり、かつ意見が正しいことにつき、最終的に依拠することができる。

但し、トラスティは、第 314 条に従ってトラスティに提供された証拠については、信託証書の条件に合致しているか否かを判定するために、当該証拠を検討しなければならない。

(b) デフォルトの通知

トラスティは、デフォルトを認識したときには、認識した全てのデフォルトについて、313 条(c)に規定する方法で、デフォルト発生から 90 日以内に、社債権者に通知をするものとする。但し、信託証書には、当該条項を除外する旨の明示的な規定がない限り、以下の条項が規定されているとみなされる。

社債の元利金の支払いに関するデフォルト等の場合を除き、トラスティは、トラスティの取締役会、執行委員会 (executive committee)、又は取締役及び／又は権限ある officer からなる信託委員会が、善意 (in good faith) で、当該通知をしないことが社債権者の利益になると判断した場合には、当該通知を留保しても、責任を負わない。

(c) デフォルト時のトラスティの義務

(信託証書の定義に基づき) デフォルトが生じた場合、トラスティは、信託証書において与えられた権利及び権限を行使するものとする。当該権利の行使にあたっては、トラス

ティーは、同じ状況に置かれた慎重な人間が自己の事務を行う際に使用するのと同等の注意を払うものとする。

(d) **トラスティーの責任**

信託証書には、以下に規定するものを除き、トラスティーを、トラスティー自身の過失行為、過失による不作為又は故意による行為から免責する趣旨の規定を置いてはならない。

- (1) 信託証書には、当該条項を除外する旨の明示的な規定がない限り、上記(a)(1)及び(2)の条項が規定されているとみなされる。
- (2) 信託証書には、当該条項を除外する旨の明示的な規定がない限り、「トラスティーの責任ある officer(s)が善意(good faith)で行った判断の誤りについては、トラスティーは責任を負わない。但し、トラスティーに、関連する事実の認識について過失がある場合にはこの限りではない。」旨の条項が規定されているとみなされる。
- (3) 信託証書には、当該条項を除外する旨の明示的な規定がない限り、「トラスティーが、トラスティーがとり得る救済措置のための手続きを行う時期、方法及び場所に関して、また、トラスティーに与えられた権限の行使に関して、その時々において発行済みの社債総額の過半数の所有者の意向（第 316 条(a)に従って判断される）に従って善意 (in good faith) で行った作為又は不作為については、トラスティーは責任を負わない。」旨の条項が規定されているとみなされる。

(e) **費用に関する約束(省略)**

その他の関連しうる条文のタイトル

第 310 条（トラスティーの資格及び適格性）

第 311 条（発行体に対する（トラスティーによる）債権の回収）

第 312 条（社債権者のリスト）

第 313 条（トラスティーによる報告）

第 314 条（発行体による報告、信託証書遵守についての証拠）

第 316 条（社債権者による指示及び権利放棄、支払を受ける社債権者の権利の毀損の禁止）

第 317 条（トラスティーに特別の権利、Paying Agent の義務）

第 318 条（信託証書の条項の効力）

- (a) 本条(c)によって課せられた義務を制限する条項又は当該義務と矛盾する条項が信託証書に規定されている場合は、本条(c)によって課せられた義務が優先する。
- (b) 信託証書には、本章で明示的に認められた条項に加え、本章の条項に反しない限り、いかなる条項でも規定することができる。
- (c) 第 310 条から第 317 条までの条項で、いずれかの者に義務を課す内容の条項は、信託証書の一部を構成し、信託証書に適用されるものとし、これらの条項と矛盾する内容の信託証書の条項は、修正されて、これらの条項に置き換えられたものとみなす。但し、本項は、第 310 条(b)(1)、第 311 条(b)、第 314 条(d)、第 315 条(b)、第 315 条(d)、第 315 条(e)又は第 316 条(a)(1)に規定する選択権に影響を与えるものではない。

(注) 本資料は、米国信託証書法の各条項を翻訳・全ての英文を日本語にしたものではなく、参考までにとりまとめた。

以 上